

2010年2月13日
(米国2010年2月12日)

<報道発表資料>

日本航空とアメリカン航空、米国運輸省に米独占禁止法適用免除を申請

～太平洋線における共同事業の開始により、
サービスの更なる向上とお客さまの選択肢拡大を目指します～

日本航空(本社:東京都品川区)とアメリカン航空(本社:米国テキサス州フォートワース)とは本日(ワシントン時間で2010年2月12日、日本時間で2月13日)、米国運輸省に対し、太平洋路線における米国独占禁止法の適用免除(ATI)の申請を行いました。ATIについて関係政府の認可が得られた後に、両社は太平洋路線における共同事業を開始いたします。

ATI認可後に開始する共同事業において、両社は路線ネットワークや商品、サービス、などで協調することにより、お客さまによりよいサービスのご提供を目指してまいります。また両社の事業運営体制や販売体制においても提携を強化することで、より一層の効率化とコスト削減を推進して、競争力の強化を図ります。

日本航空とアメリカン航空は今後、ワンワールドアライアンスメンバーとの提携関係も強化し、お客さまにより良いサービスのご提供と競争力の強化を目指してまいります。

